

長 建 協 発 第 1 2 5 号
平成 2 5 年 6 月 1 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項において、産業廃棄物管理票交付者は報告書を作成し、都道府県知事に提出する義務が規定されており、同施行規則第8条の27により毎年6月30日までに前年度分の報告書を提出することとされております。

つきましては、標記について、長崎県環境部廃棄物対策課長より別添のとおり周知協力依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、電子マニフェストを活用している場合は、情報処理センターが集計を行うため、排出事業者等自らが報告する必要はありません。

また、長崎市及び佐世保市に所在する事業場分については当該市が定める方法で当該市に報告することとなっておりますことを申し添えます。

☆ 長崎県環境部廃棄物対策課

担当：適正処理指導班 笹山

TEL 095-895-2375

FAX 095-824-4781